

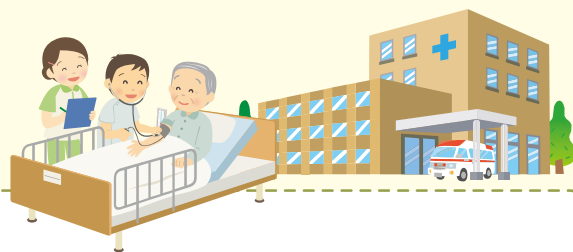
後期高齢者医療制度

◎対象者(被保険者)

75歳以上(一定の障がいがある65歳以上の希望者)の方全員が被保険者になります。

◎保険料

保険料は被保険者全員が納めます。保険料は原則として年金から天引きされます。



後期高齢者医療制度の主な給付

◎病気やけがで診療を受けたとき(療養の給付)

病気やけがで医療機関を受診するときの医療費は、マイナ保険証や資格確認書などの自己負担割合の金額を支払い、残りの額を広域連合が負担します。

◎同一月内に支払った自己負担額が高額になったとき(高額療養費の支給)

同一月内に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合は、**限度額を超えた分が払い戻されます。**(申請が必要な人には広域連合から通知します。)

◎医療保険と介護保険の両方を利用し、1年間に支払った自己負担が高額になったとき(高額介護合算療養費の支給)

8月から翌年7月までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額が一定の限度額を超えた場合は、**限度額を超えた分が払い戻されます。**(申請が必要な人には広域連合から通知します。)

◎やむを得ず、いったん医療費の全額を自己負担したとき(療養費の支給)

急病などでマイナ保険証などを持たずに診療を受けたときや、コルセットなどの補装具を作ったときなどは、医療費をいったん全額自己負担することになりますが、**後日申請により保険で認められた部分の払い戻しを受けられます。**

◎その他の給付

移送費、葬祭費などの支給があります。

保険料や軽減措置については、
下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

役場 住民課 高齢者・公費医療係
☎ 947-1305

福岡県後期高齢者医療広域連合

☎ 651-3111 <http://www.fukuoka-kouki.jp/>
〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1番27号(福岡県自治会館5階)

◎社会福祉協議会サービス

相談

心配ごと相談

毎月2回 10時～12時

▶毎月1回目 10時～12時
弁護士・司法書士・町相談員(民生委員・児童委員、学識経験者)・町行政相談委員

▶毎月2回目 10時～12時
弁護士・町相談員・町行政相談委員
※弁護士・司法書士に対する相談は、事前に社協に電話で予約してください。相談は無料です。
秘密厳守ですのでご安心ください。

助成・サービス

鍼灸・マッサージの助成

65歳以上の方を対象に、年間30回(1回につき1,500円)まで補助券を使って町内の指定の鍼灸院を利用できます。
なお、助成を受けるには条件がありますので詳しくは社協までお問い合わせください。
※社協会員の方

乳酸菌飲料の配布

75歳以上の独居の方へ安否確認のために乳酸菌飲料を配達します。
(※条件があります。)



講座・サロン

たのしい子育て講座

子育て中のお父さん・お母さんを対象に、育児負担軽減のための講座、子育てに役立つ情報提供を行います。



福祉用具・レクリエーション用具の貸出

- 福祉用具
車いす、ポータブルトイレ、入浴用いす等
- レクリエーション用具
輪投げ・スカットボール等
詳しくは社協までお問い合わせください。



ホームヘルプサービス

介護予防・日常生活支援総合事業により、お宅を訪問し家事援助を行っています。また社協会員で、傷病等で家事援助を要する方、介護保険で非該当となった方等にも家事援助サービスを行っています。



移送サービス

在宅で生活しており歩行が困難で、常時車いすが必要な方等(社協会員)に、福祉車両の貸出による移送サービスを行っています。



サロン活動

高齢者地域サロン等活動

独居高齢者等の閉じこもり予防等のため、福祉協力員やボランティアを中心に公民館などで開催しています。

ふれあい子育てサロン

子育て中の親子が集い、自主的な活動を通じて仲間をつくり、互いに支えあう活動です。地域のみなさまのご協力により、公民館などで開催しています。

障がい者サロン

障がい児(者)の活動意欲の向上と社会参加を目的とした音楽レクリエーションや野菜作りなどを実施しています。

あなたの身近な
社協です

篠栗町社会福祉協議会は、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめています。

☎ 947-7581 FAX: 947-6021 〈ホームページもご覧ください〉 <https://sasaguri-shakyo.or.jp>